

美祢市業務継続計画



交流拠点都市
美祢市
MINE CITY

令和2年3月

目 次

第1章 総 則	1
1 業務継続計画策定の目的	1
2 業務継続計画の効果	2
3 地域防災計画と業務継続計画の関係	2
4 業務継続の基本方針	3
5 前提とする災害	4
6 業務継続計画の適用と解除	5
第2章 業務継続のための体制の確保	6
1 業務継続体制の考え方	6
2 職員の参集	6
3 職員の安否確認等	7
4 指揮命令システムの確保	7
5 本庁舎の代替庁舎の特定	8
第3章 非常時優先業務と必要人員	9
1 非常時優先業務の選定	9
2 非常時優先業務の必要人員	10
3 職場での備え	11
第4章 執務環境の現状	12
1 庁 舎	12
2 電 力	12
3 水 道	12
4 下水道	12
5 ガス	12
6 通 信	12
7 情報システム	13
8 職員のための備蓄	13
第5章 業務継続体制の向上	14
1 計画の改善	14
2 周知・訓練	14
3 職員の平常時からの備え	14
第6章 非常時優先業務一覧	15
(1) 総務部	15
(2) 総合政策部	17

(3) 市民福祉部	19
(4) 建設経済部	23
(5) 観光商工部	25
(6) 美東・秋芳総合支所	27
(7) 教育委員会	29
(8) 出張所・公民館・教育委員会事務所	32
(9) 議会事務局	33
(10) 会計管理者	34
(11) 選挙管理委員会事務局	34
(12) 監査委員事務局	35
(13) 農業委員会事務局	35

第1章 総則

1 業務継続計画策定の目的

本市において、大規模災害が発生した際には、市役所自体も被災し、業務実施に必要な資源（職員、資機材、情報及びライフライン等）に大きな被害を受け、行政機能が低下するおそれがある。

そのような状況下にあっても、市は、市民の生命を守るための災害応急対策業務や中断すれば市民生活に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務については、継続して実施する必要がある。

業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））は、利用できる資源に制約がある状況下における非常時優先業務をあらかじめ特定し、業務中断による混乱を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的として策定する計画である。

非常時優先業務とは

大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務のことで、具体的には、地域防災計画に定める「災害応急対策業務」及び「早期実施の優先度が高い復旧・復興業務」（以下「応急業務」という。）と「業務継続の優先度の高い通常業務」で構成される。

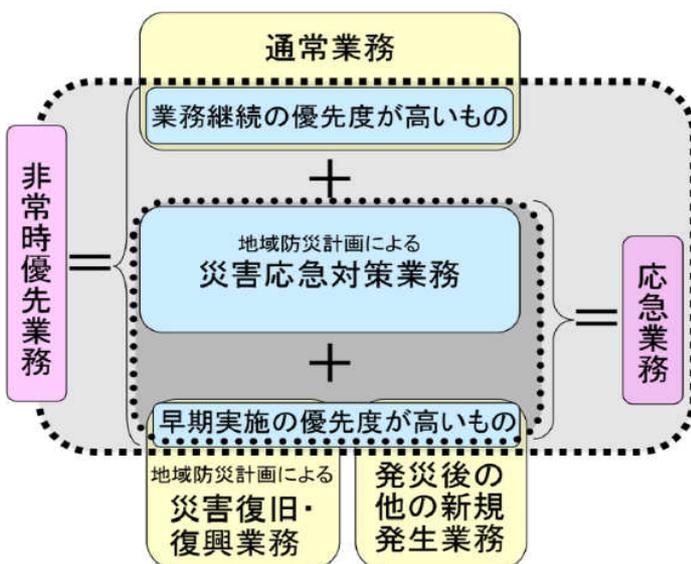


図1 非常時優先業務のイメージ

2 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定し、あらかじめ職員へ周知しておくことで、非常時優先業務を迅速かつ適切に実施することが可能となり、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることが避けられる。

また、非常時優先業務へ集中して資源を投入することで、災害発生直後の業務レベルの向上が期待できる。

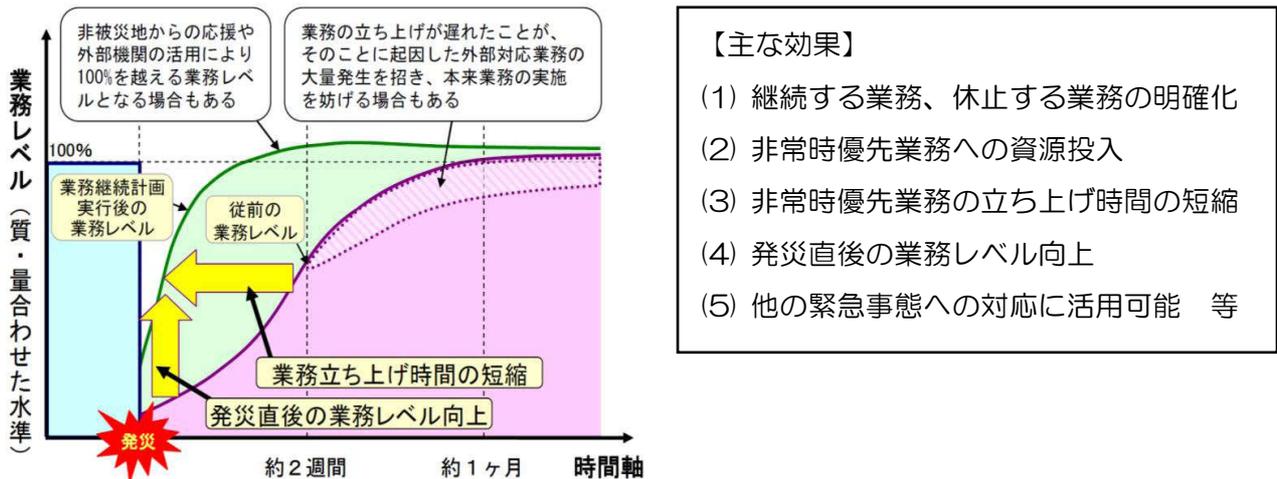


図2 業務継続計画の効果

3 地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画が、災害予防や災害応急対策、復旧・復興対策など災害対策全般の業務を定めていることに対し、業務継続計画は、地域防災計画に記載のある業務に限らず、業務継続の優先度の高い通常業務を含んでおり、地域防災計画を補完し、その実効性を高める機能を有している。

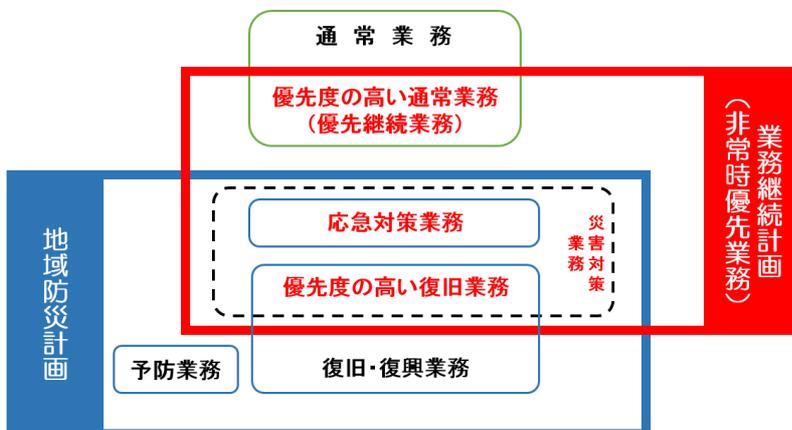


図3 地域防災計画と業務継続計画の関係

<地域防災計画と業務継続計画との比較>

区 分	地域防災計画	業務継続計画
実施主体	市、県、指定地方行政機関等	市
目的	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする。
対象業務	災害対策に係る業務全般が対象 ○災害予防業務 ○災害応急対策業務 ○復旧・復興業務	非常時優先業務が対象 ○災害応急対策業務 ○早期実施の優先度が高い復旧・復興業務 ○業務継続の優先度の高い通常業務
業務開始目標時間	業務開始時間の記載は、必要事項ではないため、現行の地域防災計画には、示していない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を設定する。

4 業務継続の基本方針

大規模災害時においては、市全体で意思統一を図り、連携・協力して非常時優先業務に取り組むことが重要であるため、業務継続に当たっての基本方針を次のとおり定める。

- (1) 市民の生命・身体の保護を最優先する。
- (2) 限られた資源の中で非常時優先業務を実施するため、できる限りの確に災害の状況を把握し、人員及び資機材等の配分を行う。
- (3) 行政機能の低下に伴う市民生活への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心とした非常時優先業務を優先的に実施することとし、非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施に支障のない範囲で縮小して実施する。
- (4) 全ての職員は、市の災害対応の目標及び対応方針について共通の認識を持ち、連携・協力して業務に当たる。

5 前提とする災害

業務継続体制の検討は、利用できる資源が災害により制約される中での体制を検討する必要がある。

本市において、市域全体に同時発生するおそれのある災害は、地震災害が挙げられ、次のとおり美祢市地域防災計画（震災対策編）に想定されている、菊川断層、渋木断層、オケ峠断層（いずれも直下型）が休日の昼12時に発生した場合を想定し、業務継続計画を策定することとする。

想定項目	被害量	菊川断層地震	渋木断層地震	オケ峠断層地震
地震動	最大震度	6強	6弱	6弱
	震度別面積率（6強）	0.3	0	0
	震度別面積率（6弱）	17.7	23.2	39.6
	震度別面積率（5強）	47.4	66.9	60.1
	震度別面積率（5弱）	34.6	9.9	0.3
	震度別面積率（4以下）	0	0	0
土砂災害	急傾斜地崩壊	158箇所	230箇所	292箇所
	地すべり	4箇所	4箇所	5箇所
	山腹崩壊	27箇所	42箇所	57箇所
建物被害	全壊棟数	119棟	131棟	243棟
	半壊棟数	860棟	1,049棟	1,901棟
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者数	7人	7人	13人
	負傷者数（重傷者数）	64人(5人)	64人(5人)	118人(12人)
	自力脱出困難者数	7人	4人	12人
ライフライン被害	上水道（断水人口）	6,009人	8,919人	11,348人
	復旧見込み	4日以内	—	—
	下水道（機能障害人口）	3,199人	3,442人	3,570人
	復旧見込み	上水道復旧後	—	—
	電力（1日後停電件数）	309軒	366軒	756軒
	復旧見込み	2日以内	—	—
	通信（加入電話不通回線）	2回線	1回線	5回線
復旧見込み	3日～10日程度	—	—	
緊急輸送道路（被害箇所）	4箇所	4箇所	6箇所	
生活支援等	帰宅困難者数	3,466人	3,466人	3,466人
	1日後の避難所生活者数	約2,000人	約3,000人	約3,000人
	1日後の食糧需要数	約5,000食/日	約7,000食/日	約8,000食/日
	1日後の仮設トイレ需用数	18基	25基	32基
	震災廃棄物発生量	7万m ³	9万m ³	18万m ³

美祢市地域防災計画 震災対策編（平成31年3月）から

山口県地震被害想定調査報告書（平成20年3月）から

6 業務継続計画の適用と解除

(1) 適用

ア 自動適用

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、本計画を自動適用する。

イ 判断適用

- ・市内で震度5強以下の地震が発生した場合は、被害状況に応じ、災害対策本部長（市長）宣言により、本計画を適用する。
- ・風水害など、地域防災計画に規定する災害（地震以外）が発生した場合は、被害状況に応じ、災害対策本部長（市長）宣言により、本計画を適用する。
- ・その他の緊急事態（武力攻撃事態等）が発生した場合は、被害状況に応じ、災害対策本部長（市長）宣言により、本計画を適用する。

(2) 周知

市が本計画を適用又は解除した場合、関係機関へ周知するとともに、告知放送、安全・安心メール、ホームページ、報道機関等を通じ、市民に広く周知する。

(3) 解除

災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めたときは、本計画の解除を宣言する。

第2章 業務継続のための体制の確保

1 業務継続体制の考え方

(1) 職員の心身のケア

非常時優先業務の実施中、特に発災直後においては、対応に当たる職員の不足から長時間勤務に従事する場合があります。肉体的疲労だけでなく精神的なストレスが高くなることが予想されるため、勤務交代、休憩、食事などを適切に行うとともに、周囲の職員による客観的な健康チェックを実施することとする。

また、職員が家族と連絡できるよう配慮する。

(2) 業務内容の調整による資源の再配分

災害時に発生する業務は一部の部署に大きく偏り、業務量のバランスが崩れることになる。

そのため、各部署では、決められた非常時優先業務であっても、被災状況に応じた人員配置、業務内容の調整（縮小）を適宜行い、資源の再配分に努める。

2 職員の参集

職員の参集による業務継続体制の確立は、本計画遂行上の基本であり、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発災した場合においては、最重要課題の一つとなるため、次のとおり職員の参集時間及び参集職員数を想定する。

(1) 参集可能職員の推計条件

地震時の職員参集想定

- (1) 発生は職員の参集率が最も低いと考えられる休日で想定する。
- (2) がけ崩れや建物の倒壊等のため、徒歩での移動で計算する。
- (3) 障害物等を考慮し通常の歩行速度より遅い3km/hで計算する。
- (4) 3時間後、12時間後、1日後、3日後、1週間後、1か月後で参集予測する。
- (5) 2日後までは、本人及び家族等の被災のため1割が参集できない。また、3割が救出・救助活動等のため参集できない。
- (6) 3日後は、本人及び家族等の被災のため1割が参集できない。また、2割が救出・救助活動等のため参集できない。
- (7) 1か月後は、職員の死傷等により1割が参集できない。

3時間後	12時間後	1日後	3日後	1週間後	1か月後
41%	48%	60%	70%	90%	90%

※兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）地震発生当日の参集率の平均は約48%であり、発生から4日目までの平均は約76%であった。

(2) 推計結果

前記の条件により推計した結果、参集可能な職員は次のとおり。

区 分	配置 職員数	3時間	12時間	1日	3日	1週間	1か月
総務部	36	15	17	22	25	32	32
総合政策部	15	6	7	9	11	14	14
市民福祉部	99	41	48	59	69	89	89
建設農林部	38	16	18	23	27	34	34
観光商工部	22	9	11	13	15	20	20
総合支所	16	7	8	10	11	14	14
教育委員会	34	14	16	20	24	31	31
出張所・公民館・教育事務所	25	10	12	15	18	23	23
議会事務局	3	1	1	2	2	2	2
会計管理者	4	2	2	2	3	3	3
選挙管理委員会事務局	3	1	1	2	2	2	2
監査委員事務局	3	1	1	2	2	2	2
農業委員会事務局	3	1	1	2	2	2	2
合 計	301	124	143	181	211	268	268

※参集可能職員は平成31年4月1日現在の職員及び再任用職員の人数から算定した。

3 職員の安否確認等

非常時優先業務を迅速かつ的確に行うためには、その業務に実際に従事できる人員の確保が必要であり、各職員は、所属部署で作成している連絡系統に沿って、安否状況・参集の可否等を所属長に連絡することになるが、大規模災害時には電話は輻輳し、メールも着信まで時間がかかることが想定されるため、参集可能な職員は所属長へ安否状況等の報告が不能の場合、まず参集することを優先し、参集の途中で随時所属長へ報告を試みることとする。

4 指揮命令系統の確保

発災時においても組織を維持し、業務継続を適切に行うには、指揮命令系統の確立が重要であるため、発災時における意思決定権者の不在等の事態を想定し、あらかじめ職務代行体制を次のとおり定める。

＜地域防災計画に定める災害対策本部及び各対策部の職務代行＞

職務代行の対象者	職務代行者	
	第1順位	第2順位
本部長（市長）	副市長	総務部長
各対策部長	対策部副部長	対策部幹事班の課長

5 本庁舎の代替庁舎の特定

大規模災害により本庁舎が被災し機能不全となる場合を想定し、あらかじめ本庁舎の代替庁舎を特定しておく必要がある。

本市では災害対策本部機能の第一移転候補は本庁第1別館とし、災害対策本部に係る業務以外の非常時優先業務については被災状況等により、柔軟に対応するものとする。

施設名 (本庁舎からの距離)	構造 築年	階数	災害ごとの危険性		
			耐震性	洪水	土砂
本庁第1別館 (同一敷地内)	RC 昭和59年	3階	○	1m未満の浸水想定	○
サンワーク美祢 (0.5km)	RC 平成3年	2階	○	2m未満の浸水想定	○
まるわ跡地 (0.2km)	RC 平成2年	2階	○	1m未満の浸水想定	○

第3章 非常時優先業務と必要人員

1 非常時優先業務の選定

非常時優先業務は、地域防災計画に定める応急業務及び美祿市組織規則等に定める通常業務から次の基準により選定するものとし、課ごとの一覧は第6章に掲載する。

なお、業務開始目標時間は、業務開始のための準備を開始する時間を含めることとする。

業務	業務開始 目標時間	選定基準	想定される業務 □応急業務、■通常業務	
非常時 優先 業務	発災～ 3時間	○市民の生命・身体を守るための初動体制の確立、市役所機能の維持・復旧、避難所開設・運営に係る業務	□災害対策本部の設置・運営 □通信機器等の復旧 □避難所の開設 □職員の安否確認 □災害の現状把握 □救出救助活動 □防災関係機関との連絡調整 □応急危険度判定 □協定締結団体への応援要請 □災害ボランティアセンター開設に係る調整 ■埋火葬手続き ■市民の健康確保に関する業務 ■所管施設の安全確認 等	
	3時間～ 12時間		○遅くとも3日以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務	□災害ごみの収集 □被災地の消毒等衛生管理業務 □建築物の応急危険度判定 □物資集配拠点の設置・運営 □応急仮設住宅の建設 ■住民票、戸籍等の交付 ■家庭ごみの収集 等
	12時間～ 24時間			□支援物資の受付・管理・配分 □二次災害の防止措置 □市民相談窓口の設置 □り災証明書の発行 ■保健福祉に関する重要業務 ■諸証明の交付 等
	24時間～ 3日	○被災者の通常生活復帰に係る業務 ○非常時優先業務以外で優先度が比較的高い通常業務	□生活再建支援業務 □企業への災害融資関連業務 □災害弔慰金、義援金等の配分 □窓口業務拡大 等	
	3日～ 1週間	○業務開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務 ○発災後、1週間を超え実施しなくても、市民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	○発災後、1か月を超え実施しなくても、市民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	
その他 業務	1か月～	○発災後、1か月を超え実施しなくても、市民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	市民生活や地域社会への影響が少ないと見込まれる通常業務 等	

2 非常時優先業務の必要人員

(1) 部局別必要人員

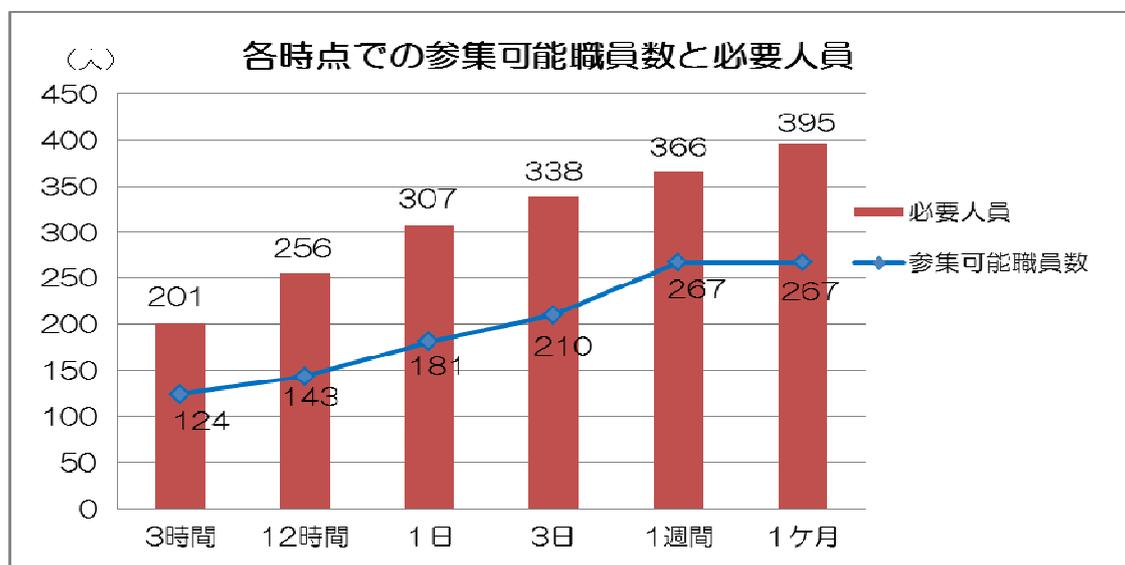
各目標時間において、非常時優先業務を遂行するために必要な人員は次のとおり。

区 分	3 時間	12 時間	1 日	3 日	1 週間	1 か月
総務部	19	22	24	40	46	56
総合政策部	11	11	13	13	11	12
市民福祉部	21	41	65	80	118	114
建設農林部	21	29	45	59	53	63
観光商工部	31	25	23	13	14	16
総合支所	10	12	16	20	20	20
教育委員会	53	66	68	59	52	60
出張所・公民館・教育事務所	30	45	45	45	43	43
議会事務局	1	1	3	3	3	3
会計管理者	2	2	3	4	4	4
選挙管理委員会事務局	1	1	1	1	1	1
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	1	1	1	1	1	3
合 計	201	256	307	338	366	395

(2) 必要人員数と参集可能職員数との比較

発災から時系列に必要人員と参集可能職員数を比較した結果は次のとおり。

区分	3 時間	12 時間	1 日	3 日	1 週間	1 ヶ月
参集可能人員(A)	124	143	181	210	267	267
非常時優先業務の必要人員(B)	201	256	307	338	366	395
差 (A) - (B)	△ 77	△ 113	△ 126	△ 128	△ 99	△ 128



(3) 人員の確保

非常時優先業務の必要人員数は、参集可能職員数に対して、全時間帯で不足が想定される。そのため、全庁的な応援体制に加え、OB職員の活用や、ボランティア、NPO等との連携、他自治体への応援要請等を検討する。

また、他自治体からの応援職員が職務に従事するまでの間においては、非常時優先業務に支障が生じることが想定されるため、その際には、各部局に係る非常時優先業務のうち、通常業務に優先順位をつけ、開始目標時間を遅らせるなどにより、応急対策業務に必要な人員を充てるものとする。

なお、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール等を検討し、受援計画を策定する。

3 職場での備え

参集した職員の全てが所属部署の「業務継続の優先度の高い通常業務」を実施できるわけではなく、実際には避難所運營業務などの災害対策業務に携わることになり、各部署における災害時の業務レベルは、平常時に比べ著しく落ち込むことが予想される。

また、停電により、業務に必要な機器等が使用できなくなることも考えられる。

そのため、各部署においては、少人数の体制でも「業務継続の優先度の高い通常業務」の実施が可能となるよう業務マニュアルの作成や重要な行政データ（各種台帳、施設の図面等）の紙ベースでのバックアップなどを検討し、大規模災害に備えておく必要がある。

第4章 執務環境の現状

1 庁舎

市役所本館（昭和34年12月建築）は、昭和56年に施行された改正建築基準法以前に竣工した建物で、耐震診断の結果、耐震性能が低いと診断されており、大規模地震発生時には損壊の可能性がある。

2 電力

変電所等に問題が生じた場合、停電するおそれがある。

外部からの電源供給が停止した場合、自家発電設備から最小限必要となる電源を供給することになる。

＜自家発電設備の現況＞

定格容量	燃料	稼働時間	用途
108kVA	軽油 85㍓	約2.5時間	電算機器、電灯、防災無線

【72時間稼働するために必要な燃料 2,448㍓】

3 水道

本庁舎への給水は、水道本管から本庁舎屋上の高架水槽に給水され、自然流下により各所に給水されているが、震災時には、水道水は管路の破損等により断水が想定されるため災害時には可能な限り節水に努める。

4 下水道

本庁舎の汚水は、直接公共下水道に排水しているため、断水又は下水管の損壊がない場合は、自然流下で排水することができる。

なお、排水先の公共下水道は、美祢市浄化センターへ接続しているため、これらの下水道施設が損壊した場合は、本庁舎でも排水できなくなる。

5 ガス

ガスは、LPガスにより給湯関係を賄っている。

6 通信

【NTT回線】

電話交換設備は、自家発電設備に接続しているため、機器に障害がない限り、停電になったとしても、稼働が可能となる。

なお、電話交換設備に無停電電源装置(UPS)が接続されているため、自家発電設備が稼働不能となった場合でもおおむね1時間は継続して通信することが可能で、その後も総務課に設置してある停電用電話2台からは通信が可能である。

また、災害時優先電話として使用できる回線を4回線有しているため、この回線からは、発信規制や接続規制といった通信制限がかかった場合でも、制限を受けずに発信を行うことができる。

【携帯電話】

防災用の衛星携帯電話を、4台(本庁、美東・秋芳総合支所、消防本部)配備しており、一般回線、携帯中継局に障害が発生した場合でも制限を受けずに送受信できる。

【県防災行政無線】

市と県との通信確保のため、地上系と衛星系の2系統の防災行政無線が整備されており、これらの無線機器は、自家発電設備に接続しているため、機器に障害がない限り、停電になったとしても、利用が可能となる。

また、本庁舎の電話機(一部を除く。)は、衛星系の防災行政無線と接続しており、県庁等と無線を介して通信することが可能となっている。

7 情報システム

重要な住民情報を扱う住民情報システムは、強固な災害対策が施された堅牢なデータセンターに設置し専用回線で接続し、通信システムを分離した冗長構成とした災害対策を講じている。

庁内事務を扱う内部情報システム及びこれらを結ぶネットワーク通信機器は本庁舎に設置しており、耐震性としては、本庁舎に依存するが、システムを収納するサーバラックは倒壊防止補強を施している。

なお、浸水被害対策としては、サーバールームを2階に設置し、容易に浸水しないよう対策している。

また、これらのシステムには無停電電源装置(UPS)が備わっており、停電による突発的なシステム停止を防ぐことができ、長時間の停電に対しても自家発電設備に接続しているため、システムに障害がない限り、継続稼働が可能となる。

8 職員のための備蓄

災害発生時の初動期は、昼夜を問わず対応を継続するため、3日分程度は業務を実施する職員用の飲料水、食料、毛布等を備蓄しておく必要があり、備蓄に係る経費、保管スペース等を勘案し計画的に整備していく必要がある。

また、市の備蓄負担(保存場所や費用負担等)を軽減するため、勤務時間外に参集する場合は、各職員が可能な限り、飲食物等を持参するよう啓発する。

第5章 業務継続体制の向上

1 計画の改善

業務継続計画は一旦策定すればよいというものではなく、また、最初から完全な計画を作成できるものでもない。

そのため、計画の実効性を確認し、その効果を高めていくには、長い期間をかけて職員へ周知し、訓練を実施していくことが重要であり、その際に判明した課題や教訓を踏まえ、計画を改善していくことが必要である。

2 周知・訓練

本計画に定める事項を職員に周知し、業務継続への組織的な対応力を向上させるために、各種訓練への組込みや個別の訓練実施に努める。

3 職員の平常時からの備え

災害時に市民の生命・身体・財産を保護するため、市職員は、非常時優先業務に当たる責務があるため、災害時には家族との連絡が取れない状態であっても、非常時優先業務に従事しなければならないことも予想される。

家族の安否の不安なく業務を実施するには、平常時から家族と災害時の対応を共有し、準備しておかなければならない。

そのために、毎年、次の事項を周知し、職員一人一人の防災意識の向上に努める。

- (1) 市民の生命・身体・財産を保護するため、市職員は、非常時優先業務に当たる責務があること。
- (2) 災害時に正確な情報を入手するため、安全・安心メールへの登録を行うとともに、その他の手段についても確認しておくこと。
- (3) 各職場の非常時優先業務をあらかじめ把握しておくこと。
- (4) 家族との安否確認が速やかに行えるよう、各家庭で連絡方法や避難場所等を決めておくこと。
- (5) 家庭用の備蓄のほか、非常時優先業務の実施に必要な食料等の備蓄にも努めること。
- (6) 地震発生時に身の安全が確保できるよう、自宅の家具の固定等の対策に努めること。